

鹿屋市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務仕様書

1 委託業務名

鹿屋市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務

2 業務の目的

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項に基づき、本市の高齢者に関する介護保険制度の円滑な実施に関する新たな計画や各種の保険福祉事業に関する新たな計画として、令和6年度から令和8年度までを1期とした「鹿屋市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

なお、計画策定に当たっては、介護保険法等の関係法令及び国の定める基本指針等に即し、また、本市の上位計画となる「第2次鹿屋市総合計画」の基本方針や各関係計画との施策の方向性の整合性をもって作成するものとする。

3 委託期間

契約締結日(令和4年10月頃)から令和6年3月11日まで
(令和4年度から令和5年度の2か年度)

4 委託業務内容

令和4年度(2022年度)：高齢者等実態調査の実施と基礎資料の作成

(1) 高齢者等実態調査の調査票の作成、印刷、封入、発送

① 調査方法

各層無作為抽出した対象者(委託者が抽出)に郵送にて調査票を送付し、回収する。

② 調査内容及び調査票

次の内容は現時点での予定であり、高齢者等実態調査に係る県の説明会が9月上旬に開催されるため、今後変更になることもある。

調査名	調査の種類及び調査対象	回収数	R元年度回収率	ページ数(めやす)
介護予防日常生活圏域ニーズ調査 ・ 高齢者実態調査	○在宅要介護(要支援)者調査 鹿屋市内在住で在宅介護を受けている要介護(要支援)認定者及びその介護者※一部面接調査を行う場合がある。	500人以上	62.9%	27ページ程度
	○一般高齢者調査 鹿屋市内在住の65歳以上で要介護認定を受けていない者	500人以上	65.2%	22ページ程度
	○若年者調査 鹿屋市内在住の40～64歳で要介護認定を受けていない者	500人以上	41.9%	16ページ程度
介護サービス事業所等アンケート調査	○サービス事業所調査 全事業所	316 全事業所		4ページ程度

③ 調査期間

令和4年12月1日(木)～令和4年12月23日(金)

④ 調査に使用する調査票及び封筒の規格等

調査票：A4版、単色刷り、両面印刷

封筒：定形外角形2号、単色刷り

⑤ 調査業務及び役割分担

業務内容	市	受託者
調査内容の設計		○
調査票の確定	○	
調査対象者の抽出	○	
宛名ラベルの作成		○
調査票・発送及び返信用封筒の印刷		○
調査票のナンバリング		○
宛名ラベルの作成及び貼付		○
対象者への調査票の発送		○
調査票の発送費の負担		○
郵送料の後納及び受取人払いに係る手続き		○
回答済み調査票の返送先	○	
回答済み調査票の開封		○
回答済み調査票の返送費の負担		○
回答結果の入力・集計・分析・評価		○
報告書の作成		○

(2) 基礎資料作成業務

	内容	備考
①	集計	○単純集計 ○クロス集計 男女別・年齢階層別・介護度別・生活圏域別、分析上必要な設問間のクロス集計
②	データの抽出及び登録	地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ抽出及び登録
③	県提出資料の作成	県報告用エクセルファイルの作成
④	比較・分析・考察	他市や第8期計画策定時に実施した調査結果等との比較、分析、考察
⑤	課題の抽出	第9期計画策定に向けた課題抽出

(3) 報告及び成果品

	内容	備考	
①	アンケート調査結果報告	ア 介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査	○提出期限 令和5年3月10日
		イ 介護サービス事業所等アンケート調査	○提出方法 電子データ1部(CD-R) ※Excel
②	報告書の作成 (調査結果に、 比較・考察、 分析、課題を 加えた内容)	ア 介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査結果報告書	○提出期限 令和5年3月17日
		イ 介護サービス事業所等アンケート調査結果報告書	○提出方法 紙ベース3部(簡易製本) 電子データ1部(CD-R) ※PDF、Word、Excel

令和5年度(2023年度)：計画の策定

(1) 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の検証

以下の項目に係る評価・分析・課題の抽出

- ① 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の運営全般
- ② 基本目標・重点施策
- ③ 高齢者保健福祉計画における各種施策
- ④ 地域支援事業における各種の取組
- ⑤ 介護サービスの利用状況及び介護保険給付費
- ⑥ 介護認定状況(認定者数・認定率・要介護度等)
- ⑦ 日常生活圏域における介護サービスの状況
- ⑧ ①から⑦を踏まえ、次期計画に向けて真に解決すべきものの課題整理

(2) 課題解決支援

高齢者等実態調査の結果及び高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の検証で明らかになった課題を解決するための支援

- ・受託者が保有する人材・ノウハウ・強み、経験値(過去に受託した計画策定業務等の経験等)を活用した助言や施策提案等
- ・他市における先進事例や成功事例に基づく助言や施策提案等
- ・その他、課題の解決に有効と思われる支援

(3) 各種推計(日常生活圏域単位含む)

- ① 人口等の推計
総人口、高齢者人口、被保険者数、認定者数、認知症高齢者数等
- ② 介護サービス利用者等の推計

- ③ 介護サービス必要量の推計
 - ・高齢者等実態調査の結果等に基づく介護サービスの必要量
 - ・地域密着型サービス事業所の必要整備数や高齢者向け住まいの必要数
- ④ 地域支援事業に係る分析及び推計
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業や一般介護予防事業、その他地域支援事業の現状分析
 - ・地域支援事業の対象者や地域支援事業費の推計
- ⑤ 第1号被保険者の保険料額の推計

(4) 計画案の策定

現状分析結果、鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会及びパブリックコメント・委託者等の意見等を踏まえた計画案の策定

(5) 高齢者保健福祉推進協議会への参画と運営支援

- ① 市協議会開催への出席（年4回程度開催予定）
- ② 会議資料作成支援
- ③ 他市町村（モデル事業の先進事例含む）の情報収集及び資料作成

(6) 成果品

- ① 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画書
 - 3部（A4版、4色刷り、150ページ程度） ※簡易製本可
 - 同内容の電子データ1部（CD-R） ※ファイル形式：PDF、Word
- ② 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画書の概要版
 - 同内容の電子データ1部（CD-R） ※ファイル形式：PDF、Word

5 スケジュール

おおよその時期	内容
令和4年10月中旬	業務委託契約の締結
令和4年12月1日	高齢者実態調査の送付
令和4年12月下旬	高齢者実態調査の返送期限
令和5年2月	鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会の開催 (高齢者実態調査の結果報告)
令和5年3月17日	高齢者実態調査の報告書及び令和4年度分業務完了届の提出
令和5年4月	・高齢者実態調査、第8期計画等の現状分析及び課題の抽出 ・課題解決支援策及び施策提案
令和5年6月	鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会の開催 (調査結果及び第9期計画の施策方針等の協議)
令和5年8月	サービス見込量、保険料の推計の算出
令和5年9月	鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会の開催 (計画骨子・サービス見込量・保険料等の協議)
令和5年10月	計画素案の完成

令和5年11月	鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会の開催 (計画素案の協議)
令和5年12月	パブリックコメントの実施
令和6年1月	計画最終案の作成
令和6年2月	鹿屋市高齢者保健福祉推進協議会の開催 (計画最終案の協議)
令和6年3月	計画策定、公表

6 注意事項

- 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めること。
- 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。
- 受託者は、個人情報保護に関する法律や、鹿屋市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- 本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度、委託者から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。
- 受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切委託者に帰属するものとする。
- 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。